

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する日からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第14条第1項第1号から第4号の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第42条第3号の規定による出勤停止その他これに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>79,200</u>円</p> <p>(2) 第2号区分 <u>62,500</u>円</p> <p>(3) 第3号区分 <u>54,150</u>円</p> <p>(4) 第4号区分 <u>50,000</u>円</p> <p>(5) 第5号区分 <u>45,850</u>円</p> <p>(6) 第6号区分 <u>41,700</u>円</p> <p>(7) 第7号区分 <u>33,350</u>円</p> <p>(8) 第8号区分 <u>25,000</u>円</p> <p>(9) 第9号区分 <u>20,850</u>円</p> <p>(10) 第10号区分 <u>16,700</u>円</p>	<p>本則</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する日からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第14条第1項第1号から第4号の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第42条第3号の規定による出勤停止その他これに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>95,400</u>円</p> <p>(2) 第2号区分 <u>78,750</u>円</p> <p>(3) 第3号区分 <u>70,400</u>円</p> <p>(4) 第4号区分 <u>65,000</u>円</p> <p>(5) 第5号区分 <u>59,550</u>円</p> <p>(6) 第6号区分 <u>54,150</u>円</p> <p>(7) 第7号区分 <u>43,350</u>円</p> <p>(8) 第8号区分 <u>32,500</u>円</p> <p>(9) 第9号区分 <u>27,100</u>円</p> <p>(10) 第10号区分 <u>21,700</u>円</p>	

<p>(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</u></p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第9条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、<u>特定独立行政法人</u>(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(次条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関</p>	<p>(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第9条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、<u>行政執行法人</u>(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。)、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(次条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員</p>	
--	--	--

<p>に係る国家公務員等としての在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)</p> <p>第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、<u>独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター</u>(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(独立行政法人宇宙航空研究開発研究機構にあつては教育職職員に限る。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>等としての在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)</p> <p>第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、<u>国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター</u>(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては教育職職員に限る。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p>	
---	---	--

附 則 (経規程第29号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。